

事業名：母子寡婦福祉相談事業

子ども家庭課 児童母子係

政策	03 安心を感じる保健・医療・福祉の充実							
施策	03 子育て環境の充実							
基本事業	01 地域子育て支援の充実							
開始年度	—	終了年度	—	実施計画 事業認定	非対象	会計区分	一般会計	補助金

事務事業の目的と成果

対象（誰、何に対して事業を行うのか）

母子家庭世帯及び寡婦世帯

手段（事務事業の内容、やり方）

離婚等により母子・寡婦（配偶者と死別）となった世帯に対し、電話や面接による相談に応じ、自立や生活に必要な資金の貸付等の情報提供、必要な助言や指導を行う。

意図（この事業によって対象をどのような状態にしたいのか）

母子世帯・寡婦世帯の精神的及び経済的な生活の安定と向上が得られるようになる。

指標・事業費の推移

区分		単位	23年度実績	24年度実績	25年度実績	26年度当初
対象指標1	母子家庭世帯及び寡婦世帯数（把握困難）	世帯	0	0	0	0
対象指標2	児童扶養手当受給資格者数（12月末）	件	1,140	1,145	1,152	1,152
活動指標1	母子・寡婦相談日数（年間）	日	244	247	243	243
活動指標2						
成果指標1	貸付決定件数	件	140	118	113	129
成果指標2	延相談件数	件	1,387	1,228	1,169	1,307
事業費(A)		千円	3,531	3,597	3,725	1,981
正職員人件費(B)		千円	803	802	781	782
総事業費(A+B)		千円	4,334	4,399	4,506	2,763

	事業内容（主なもの）	費用内訳（主なもの）
25年度	離婚等により母子・寡婦（配偶者と死別）となった世帯に対し、電話や面接による相談に応じ、自立や生活に必要な資金の貸付等の情報提供、必要な助言や指導を行った。	母子自立支援員報酬 3,588千円 研修会・会議等旅費 50千円 ファイル等消耗品費 2千円 緊急事態携帯電話料 22千円 女性のための弁護士相談委託料 60千円 研修会負担金 3千円

事業を取り巻く環境変化	
事業開始背景	
事業を取り巻く環境変化	
男女共同参画により女性の地位向上が図られているが、平成20年厚生労働省国民生活基礎調査によると、母子世帯の収入は一般世帯の約4割（243万円）である。	

平成25年度の実績による担当課の評価（平成26年度7月時点）

(1) 税金を使って達成する目的（対象と意図）ですか？市の役割や守備範囲にあった目的ですか？	
妥当である 妥当性が低い	理由 根拠
母子及び寡婦福祉法第8条に基づき「母子自立支援員」を配置し、母子家庭等の経済的及び精神的悩み、配偶者等からの暴力についての相談を受け、指導・助言及び暴力の未然防止や避難等の助言を行うことから、市が行うのは妥当である。	
(2) 上位の基本事業への貢献度は大きいですか？	
貢献度大きい 貢献度ふつう 貢献度小さい 基礎的事務事業	理由 根拠
相談により、母子世帯等の自立に必要な指導・助言を行い、生活の安定を図ることで貢献ができる。	
(3) 計画どおりに成果は上がっていますか？計画どおりに成果がでている理由、でていない理由は何ですか？	
上がっている どちらかといえば上がっている 上がらない	理由 根拠
一定の相談実績のもと、母子世帯等の自立に必要な指導・助言を行い、生活の安定を図ることができた。	
(4) 成果が向上する余地（可能性）がありますか？その理由は何ですか？	
成果向上余地 大 成果向上余地 中 成果向上余地 小・なし	理由 根拠
相談により母子家庭等の精神面での安定を図るとともに、就労支援等、具体的な生活面での自立に向けた取り組みをこれまで以上に行う。	
(5) 現状の成果を落とさずにコスト（予算+所要時間）を削減する方法はありますか？	
ある なし	理由 根拠
相談員報酬が主なものであり、削減の余地はない。	